

発行元：新島村農業委員会事務局（新島村産業観光課内） ☎ (5) 0284（直通）

令和3年度農業委員会だより12月号

「ナエバ」の可能性について

昭和の中頃まで新島の多くの家で、庭に『ナエバ』と称する小さな畑を設け野菜などを育てていました。もともとは、文字通り畑に植える農作物の「苗を育てる場所」からそう呼ばれていたのかも知れません。

島の生活があまり豊かではなく十分な食料品が島に入ってこなかった時代、畑では主食になり現金収入も期待できるサツマイモや麦を育て、家族が食べるための野菜などは自宅の庭を耕し自給しようと考えたのでしよう。

最近では、多くの家で母屋の隣に若い家族のための新しい家が建ち、庭には車が数台駐車され、『ナエバ』のある家庭が少なくなりました。それでも都会から島への転勤をきっかけに、わざわざ畑を借りて野菜作りを楽しんでいる人達もいます。



▲ナエバの夏野菜



▲ナエバのサツマイモ

現代人にとって畑仕事は、やむにやまれぬ食糧自給のための労働ではなく、豊かな生活を楽しむためのライフスタイルのひとつなのかもしれません。

以前の様に敷地に余裕の有る家庭は少なくなりましたが、『ナエバ』を作るのにそれほど広い場所が必要なものではありません。ほんの数mあれば、たとえば夏野菜ならキュウリ、トマト、ナス、ピーマンなど家族で食べるのに十分な量が収穫できます。子供たちにとっても、自分で植えた野菜が育つてゆく様子を観察し、そしてそれを収穫し食べる喜びを経験することが出来ます。

庭の片隅をほんの少し耕し、そこに肥料を入れ、『ナエバ』として活用してみたいかがでしょうか。

農作業の楽しさに目覚めたあなたが、数年後には本格的に農業参加を志すかもしれません、期待しています。

農地利用推進委員 横田 泰一

椿の実の買取事業について

先日、新島村農協によって令和3年度の椿の実の買取の事業が行われました。椿の実を買い取ってもらうには、色々と手順があります。

まず、椿の実を拾う。この時に気を付けるのは、他人の敷地内の椿の実を採取してはならない、ということとです。官地（村の土地）の椿の採取は早い者勝ちですが、人の敷地の椿はその人のものです。毎年少なくとも1件は「椿の実を盗まれました」という話を聞きます。所有者の方でも自衛として、この椿は自生しているものではない、と分かりやすくする（例えば、目立つ色のリボン巻いておく等）ことも必要かもしれません。



▲農協に持ち込まれた椿の実

椿の実を拾ってきたら、悪い実と良い実と選別します。実がついていたら実を外して、中の黒い種だけを水に浮かべると、虫に食われてしまっていたりするものは浮いてきますので、それは買取の対象にはなりません。沈んだものだけが良い実として農協に持ち込みます。もちろん、その時はしっかりと実を乾かしてから持ち込みましょう。また、椿の実が古いと良質な椿油がとれませんので、その年に採取した実を持ち込みましょう。

今年度農協に持ち込まれた椿の実の本村、若郷、式根島の合計で約3kgで、既に大島と利島に納品され、これから様々な椿油製品となって世の中に販売されていく予定です。

昨年より採取量が減少した理由として、冬から春にかけて、椿は大変多く咲き、実をつけましたが、梅雨に入り雨が多く、日照時間が少なかったため実が落下したのではと考えています。

来年度、椿の実の採取をやってみたい、という方は新島村農協まで問い合わせしてみてください。

農業委員 山下 竹夫

SDGsと新島・式根島の農業

最近、「SDGs（エスディー・ジーズ）」という言葉をよく耳にするようになりました。「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」と訳されます。「SDGs」には、17の目標があり、農業に

ついては、その中で11もの目標に貢献が期待されています。そして、農業分野において、「持続可能な社会」への移行に重要な役割を担うのが「家族農業」です。

家族農業とは家族が経営する農・林・漁・養殖・牧畜であり、家族の労働力を主として実施されるものを言います。化学農薬・肥料・除草剤などを多用する農法を用いた大規模企業的農業ではなく、「アグロエコロジー」と呼ばれる農業への転換が求められています。アグロエコロジーとは、生態系の助けを借りて営まれる農法であり、日本の有機農業、自然

農業は実践のなかにその要素を体現しています。現在、国際社会では既存の農業・食料・農村政策を見直しており、世界農業の潮流はまさに古き時代の家族農業に回帰しようとしています。

そんな中で新島・式根島では、自給のための家族労働力による農業が先人たちから引き継がれてきています。今は、少なくなりましてが島の各家庭の庭先にはナエバがありまして。食料の生産は生活の一部でした。

新島・式根島の農業は、国際社会が目標とする農業と同じ要素を兼ね備えています。実際に日本の各地や新島・式根島で見られる家族農業の形態は「SDGs」2030アジェンダ（課題）の達成において大きな役割を担っています。

農業委員 石野 正幸

農業委員会から「農地の利用方法について」のお知らせ

農地とは、登記地目の「畑」となっている土地のことを言います。

国の法律「農地法」にて、農地を所有している皆様は農地を荒れさせずに利用しなくてはならないという義務が定められています。

自ら耕作をする、誰かに貸して耕作してもらう、といった形で農地を農地として活用することが所有者の責務として求められています。

【農地として活用する】

ここで、問題となるのは「農地として活用する」というのがどのような状態なのか、ということですが、

昔から村内で良く見る「廃車を倉庫として使うために、自分の畑に置いておく」ことはどうでしょうか。自分の土地なのだから、どのように扱っても良いだろう、と思うのが一般的だと思いますが、実は「農地」は所有者であっても自分の好きに使うことができません。

「農地」特に「農業振興地域」と呼ばれる「農業」

を行うことに特化した農地については、たとえ自分の所有地であっても、農業の目的以外には利用できません。また、周囲またはその農地に将来的に影響が出ることもしてはなりません。

そのため、先ほどの「廃車を倉庫として使うために自分の畑に置いておく」ということは、農地法上やっではないけないうことになりません。

廃車にはオイルなど様々な化学物質が含まれており、朽ちた廃車からその物質が土地に流れ出てしまうと、自分の土地のみならず周辺に有害な物質が広がってしまいかねません。

そうなると、将来的にその農地を売ったり、貸したりしたいと思ったときに、それが出来なくなってしまう可能性もあるのです。

そのため、農地へ廃車を置く行為は絶対にやめていただきたいと思えます。

【農地として以外の利用を
したい場合】

なお、「農業振興地域」

の中でも「農用地区域内」と「農用地区域外」と呼ばれる地域があります。「農用地区域内」の農地は農地としてしか利用できませんが、「農用地区域外」の農地については、周辺の環境や様々な要因により、農地以外に地目を変更（農地転用）することができる場合があります。

農地転用の手続きをせずに農地以外の利用をしてしまうと農地法違反として罰せられてしまいますが、正式な手続きを行うことで公的に農地以外の土地に変更することができるようになります。

自分の所有する農地が「農業振興地域」かどうか確認したい、農地の利用について相談したいという場合は、

新島村農業委員会事務局
（新島村役場2階）

産業観光課農林係内）

電話：5-0284

FAX：5-1304

まで、ご相談ください。